

指定試験機関・登録機関の経理区分について

指定根拠規定

- 社会福祉士:社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項(試験)、第35条第1項(登録)
- 介護福祉士:社会福祉士及び介護福祉士法第41条第1項(試験)、第43条第1項(登録)
- 精神保健福祉士:精神保健福祉士法第10条第1項(試験)、第35条第1項(登録)

(規定例) 社会福祉士(試験)の例

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、社会福祉士試験の実施に関する事務(以下この章において「試験事務」という。)を行わせることができる。

2～4 (略)

各資格の各指定業務(試験・登録)別に、法律上、法人を指定することとしており(概念上、6法人を別に指定)、指定業務別に経理区分を行う必要がある。

(参考)試験センターが過去に指摘を受けた事項

「規制行政に関する調査結果に基づく勧告-資格制度等-」(平成12年9月 総務庁)は、以下のとおり指摘。

1 国の資格制度

(1) 資格審査事務の在り方の見直し、適正化

ウ 会計処理の適正化

(ア) 委託等事務及び推薦等事務についての適正な会計処理を確保するためには、その収入、支出の明確化を図り、委託等法人又は推薦等法人が実施しているその他の事務・事業と区分した会計処理を行うことが最小限必要である。

(指摘例)

- ・ 委託等事務又は推薦等事務の収支を他の事務の収支と一括して経理するなど資格審査事務について個別に区分経理が行われていないものがあった。

会計処理が不適切になっているものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。